

保証書

No.

<被保証者（住宅取得者）>

殿

<保証者（登録検査機関）>

印

保証者は被保証者に対し、下記の保証住宅について、次項の保証約款に基づいて保証を行います。

保証期間	被保証者を買主とする売買契約に基づく引渡し日から		年間
保証内容 ・保証金額	対象となる部位		保証金額 (円)
	<input type="radio"/> 構造耐力上主要な部分	左記の部分が、基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合	
	<input type="radio"/> 雨水の浸入を防止する部分		
	給排水管路	給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合	
	給排水設備	給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われる場合	
	電気設備		
ガス設備			
保証対象住宅所在地	フリガナ 〒		
保証者（登録検査機関）	住所 氏名または商号 役職名 代表者名	フリガナ 〒	
	担当部課名	電話番号	
	検査機関登録番号	ファックス番号	

◇ 保証者（登録検査機関）は、本保証書に記載の保証住宅について、保証者（登録検査機関）を保険契約者・被保険者とする住宅保証機構の「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」に加入しています。「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」の保険内容等については『保険付保証明書』をご確認ください。

【既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険契約概要】

保険期間	保険金限度額（1 保険付保住宅）		免責金額
年	万円	調査費用	5万円
		補修金額の10%か10万円のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または50万円のうち小さい方を限度	
		仮住居・移転費用	
		50万円	

◇ 「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」では、本保証書に基づく保証の内容に該当する事由がある場合で、保証者（登録検査機関）が倒産等の場合など相当の期間を経過しても保証責任を履行できないときには、保証書記載の被保証者（住宅取得者様）が住宅保証機構に対して保険金請求を行うことができます。本保証書のほか、保証者（登録検査機関）が発行する保証書・アフターメンテナンス契約等がある場合において、本保証書に定める保証内容を上回る部分については、「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」の保険金支払対象となりません。

第1条（保証者の保証）

保証者は、被保証者に対し、この保証約款に基づいて保証を行います。

第2条（保証期間）

この保証書に基づく保証期間は、原則として保証開始日から保証書記載の保険期間とします。

第3条（保証の内容）

保証者が、保証書に記載する保証対象となる部位の瑕疵によって次の各号に掲げる不具合等が生じた場合について、正常な状態に回復するための補修、取替等の工事を行います。

- (1) 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
- (2) 雨水の侵入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
- (3) 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと
- (4) 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われること

2 前項の工事の対象には、瑕疵の原因となった保証対象部分のほか、当該瑕疵によって不具合等が生じた保証対象部分以外の部分を含みます。

3 前1、2項の規定にかかわらず、工事費用相当額の損害賠償金を支払うことによって工事に代えることができるものとします。ただし、保証書記載の保証金額限度とします。

4 第1項の工事を行う場合で、居住者の移転が必要となるときは、工事期間中における仮住居費用および移転費用を支払います。

第4条（保証免責事由）

次の事由によって発生した不具合等については、保証者は保証の責任を負いません。

- (1) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- (3) 虫食い・ねずみ食いもしくは住宅の性質による結露または瑕疵によらない住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・む

れ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由

(4) 保証住宅の瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害

(5) 保証住宅の瑕疵に起因して生じた住宅以外の財物の滅失もしくはき損または住宅その他財物の使用の阻害

(6) 保証住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）

(7) 保証者が不適当であることを指摘したにもかかわらず被保証者が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵、または保証者もしくは保証者の下請業者以外の者に被保証者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由

(8) 工事完了確認日以降に行われた住宅の増築・改築・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵

(9) 補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延

(10) 住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象

(11) 戦争（宣戦の前後および開戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(12) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性

(13) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性

2 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）が直接的または間接的な原因となって、住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」といいます。）が生じた場合は、この被害に係る損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。）に対しては、保証者は保証の責任を負いません。

保証特約事項

■かし発生時の注意点

- ①かし保証対象となる不具合が発生し、かし保証を利用される場合は、必ず大阪府建築士会事務局にご連絡下さい。なお、ご連絡を頂かないで修繕工事を行われた場合は、保証の対象とならない事がありますのでご注意下さい。
- ②大阪府建築士会事務局へご連絡いただいた後に、本会指定の会員工事業者が現地で不具合の状況を確認します。保証の対象となると判断した場合は被害範囲の特定を行い、本会指定の会員工事業者が修繕工事を行います。なお、本会指定の会員工事業者以外の業者が修繕を行った場合は、保証の対象とならない事がありますのでご注意下さい。

■かし発生から修繕工事までのフロー

